

第 8 回

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会
提 出 案 件

日 時 平成16年2月23日 午後2時
場 所 秋田キャッスルホテル
4階放光の間

目 次

議案第33号	補助金等の取扱いに関する件	1
議案第43号	保健、衛生事業の取扱いに関する件	3
議案第44号	環境保全事業の取扱いに関する件	5
議案第45号	ごみ処理事業の取扱いに関する件	7
議案第46号	し尿処理事業の取扱いに関する件	9
議案第47号	農林水産関係事業の取扱いに関する件	11
議案第48号	商工観光関係事業の取扱いに関する件	13
議案第49号	財産区の取扱いに関する件	15

議案第33号

補助金等の取扱いに関する件

補助金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

補助金等については、秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

平成16年2月23日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第43号

保健、衛生事業の取扱いに関する件

保健、衛生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

保健、衛生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

平成16年2月23日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第44号

環境保全事業の取扱いに関する件

環境保全事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

環境保全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。
ただし、環境モニタリング調査は、合併翌年度から統一する。

平成16年2月23日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第45号

ごみ処理事業の取扱いに関する件

ごみ処理事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

ごみ処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、ごみの収集方法は、合併翌年度から統一する。

また、一般廃棄物収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。

平成16年2月23日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第46号

し尿処理事業の取扱いに関する件

し尿処理事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

し尿処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、河辺町の合併浄化槽設置整備事業については、当分の間現行どおりとする。

また、一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可区域および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとする。

平成16年2月23日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第47号

農林水産関係事業の取扱いに関する件

農林水産関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を
求める。

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するもの
とする。

ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に
応じて経過措置を講じるものとする。

平成16年2月23日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第48号

商工観光関係事業の取扱いに関する件

商工観光関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を
求める。

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するもの
とする。

ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必
要に応じて経過措置を講じるものとする。

平成16年2月23日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

議案第49号

財産区の取扱いに関する件

財産区の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

平成16年2月23日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

河辺町・雄和町の財産区について

(1) 財産の概要 (平成15年3月31日現在)

(単位:㎡)

町名	河 辺		雄 和	
財産区名	岩見三内	和 田	大正寺	
面積	1,605,520	2,131,000	3,750,845	
内 訳	官行造林	-	570,000	104,700
	県行造林	-	-	621,600
	公社造林	1,116,800	926,400	653,800
	分収林(町)	150,000	-	2,281,719
	財産区造林	338,720	325,600	-
	原 野	-	309,000	-
	その他	-	-	89,026
基金	-	110,152千円	29,036千円	

(2) 処理手順

財産区の廃止は、町議会の議決により施行年月日が決定される。

財産区管理会の同意
 財産区廃止に係る議案の提案
 町議会で議決
 県知事へ報告
 町長の告示

(3) 基金について

基金の取扱については、引き継ぐ財産より除くものとする。

基金の用途については、町と財産区(管理組合等)において協議するものとする。

関係法令

地方自治法（抜粋）

（財産区の意義とその事務）

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

- 2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。
- 3 前2項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

（財産区管理会の設置・組織）

第296条の2 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

（財産区の運営）

第296条の5

- 2 財産区は、その財産又は公の施設の全部又は一部を財産区のある市町村又は特別区の財産又は公の施設とするために処分又は廃止する場合を除くほか、その財産又は公の施設の全部又は一部の処分又は廃止であつて、当該財産区の設置の趣旨を逸脱するおそれのあるものとして政令で定める基準に反するものについては、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、これを行うことができない。

関係条例等

河辺町

- 岩見三内財産区管理会条例（昭和30年10月17日条例第38号）
- 和田財産区管理会条例（昭和30年10月17日条例第37号）
- 和田財産区財産管理基金条例（昭和60年12月20日条例第18号）

雄和町

- 雄和町大正寺財産区管理条例（昭和31年12月27日条例第16号）
- 雄和町大正寺財産区公有林官行造林条例（昭和33年4月1日条例第10号）